

市ホームページ上で個人市県民税申告書作成サービスを開始しました

2月16日(金)からの個人市県民税申告受付開始にあわせ、より簡単・間違いずに申告書を作成できるよう、源泉徴収票のイメージをそのまま反映・入力できる、個人市県民税申告書作成サービスを導入しました。本サービスの導入は、群馬県内の市町村においては初になります。

個人市県民税の申告書記入は市民が難しく感じるところもあり、窓口の混雑もありましたが、インターネットに接続したパソコンがあれば、自宅で正確な個人市県民税申告書の作成ができるように。郵送での申告書送付がより簡単になることで、窓口での待ち時間削減を目指します。

1 サービス開始日 平成30年2月1日(木)から

2 URL 等

前橋市>暮らしの情報>税・年金・国保>医療助成>市民税(個人)>市県民税>市県民税計算シミュレーション>ホームページで市・県民税の試算と申告書作成ができるようになりました

■ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/23/001/003/p019015.html>

3 個人市県民税申告書作成サービスの特徴

- ① 給与や公的年金の源泉徴収票のとおりに入力できるので、わかりやすくなっています。
- ② 生命保険料や地震保険料の申告額を入力することで、複雑な控除額の計算ができます。
- ③ 正確な市県民税申告書の作成ができます。
- ④ 市県民税額やふるさと納税限度額の目安が試算できます。

4 作成した市県民税申告書の提出方法

- ① 郵送で提出できます（FAXや電子メールでの提出はできません）。
- ② 郵送提出の際は、収入や各種控除に係る証明書の添付が必要です。

5 その他

受付期間の2月16日(金)から3月15日(木)まで、市役所申告会場に体験コーナーを設けます。

本件に関するお問い合わせ先

市民税課 個人市民税係

電 話 内線 / 3203
直通 / 027-898-6203